

瀬田川洗堰操作規則

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 琵琶湖の水位等（第4条～第11条）

第3章 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水流量の低減のための操作等（第12条～第17条）

第4章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作（第18条・第19条）

第5章 放流及びゲート操作等の操作（第20条～第23条）

第6章 点検、整備等（第24条～第26条）

第7章 雑則（第27条）

附則

第1章 総 則

(通則)

第1条 瀬田川洗堰（建設省近畿地方整備局（以下「局長」という。）が管理する同堰の既設部分及び水資源開発公団が管理し、その操作等に関する業務を局長に委託した同堰の改築により生じた施設をいう。以下洗堰という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(堰の用途)

第2条 洗堰は、琵琶湖周辺の洪水防御、琵琶湖の水位の維持、洗堰下流の淀川（以下「下流淀川」という。）の洪水流量の低減及び流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

(操作の原則)

第3条 洗堰の操作は、建設省琵琶湖工事事務所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

第2章 琵琶湖の水位等

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期間 10月16日から翌年6月15日までの期間

(かんがい期間及び非かんがい期間)

第5条 かんがい期間及び非かんがい期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 かんがい期間 6月15日から9月20日までの期間
- 二 非かんがい期間 9月21日から翌年6月14日までの期間

(基準水位)

第6条 琵琶湖の基準水位（以下「基準水位」という。）は、T. P. +84.371メートルとする。

(琵琶湖の水位)

第7条 琵琶湖の水位は、片山、彦根、大溝、堅田及び三保ヶ崎の各水位観測所に設置された水位計の測定値の平均とする。

(計画高水位)

第8条 琵琶湖の計画高水位は、基準水位+1.40メートルとする。

(常時満水位)

第9条 琵琶湖の常時満水位は、基準水位+0.30メートルとする。

(制限水位)

第10条 洪水期間における琵琶湖の制限水位は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とする。

- 一 6月16日から8月31日までの期間 基準水位-0.20メートルとする。
- 二 9月1日から10月15日までの期間 基準水位-0.30メートルとする。

(利用低水位)

第 11 条 琵琶湖の利用低水位は、基準水位－1.5 メートルとする。

第 3 章 琵琶湖周辺の洪水制御及び下流淀川の洪水

流量の低減のための操作等

(洪水警戒体制)

第 12 条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。
一 建設省近畿地方整備局（以下「局」という。）及び大阪管区气象台から淀川洪水予報が発せられたとき。

二 建設省琵琶湖工事事務所又は淀川工事事務所から淀川に係る水防警報が発せられたとき。

三 彦根地方气象台から滋賀県の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、所長が必要とみとめるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 13 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 局、建設省淀川ダム総合管理事務所、淀川工事事務所、滋賀県、水資源開発公団琵琶湖開発総合管理所、彦根地方气象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 ゲート及びゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洗堰の操作に関し必要な措置。

三 洗堰を操作する必要があると見込まれる場合においては、当該操作に必要な人員を確保すること。

(琵琶湖周辺の洪水防御)

第 14 条 所長は、琵琶湖の水位が、洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているとき又は超えることが予測されるときは、洗堰からの放流により、琵琶湖の水位をこれらの水位に低下させ、又は琵琶湖の水位の上昇を抑制しなければならない。

2 所長は、前項の場合において、琵琶湖周辺の洪水を防御するため、速やかに、水位を低下させ、又は水位の上昇を抑制する必要があるときは、洗堰の既設部分を全開しなければならない。

(下流淀川の洪水流量の低減)

第 15 条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、洗堰からの放流量を当該各号に定める流量以下に制限しなければならない。

一 天ヶ瀬ダムにおいて予備放流のための操作が行われているとき 毎秒 200 立方メートル

二 天ヶ瀬ダムにおいて洪水制御の後の水位低下のための操作が行われているとき 毎秒 300 立方メートル

2 所長は、前条の規定にかかわらず、天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節が開始されたときから洪水

調節の後の水位低下のための操作が開始されるまで、洗堰を全閉しなければならない。

3 所長は、前条の規定にかかわらず、枚方地点の水位（枚方水位観測所に設置された水位計の測定値をいう。以下同じ。）が現に零点高（O.P.+6.868 メートルをいう。以下同じ。）+3.0 メートルを越え、かつ零点高+5.3 メートルを越えるおそれがあるときから枚方地点の水位が低下し始めたことを確認するまで、洗堰を全閉しなければならない。

（非常洪水時の操作）

第 16 条 琵琶湖周辺又は下流淀川において重大な洪水被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合における洗堰の操作は、前 2 条の規定によらないことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第 17 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 4 章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及

び工業用水の供給のための操作

（流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給）

第 18 条 所長は、下流淀川の流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合においては、次条の規定による非常渇水時の操作を行うときを除き、高山ダム、日吉ダム及び青蓮寺ダムからの供給と併せて、枚方地点において、かんがい期間にあつては毎秒 186.51 立方メートル、非かんがい期間にあつては毎秒 169.71 立方メートルを限度として必要な流量を確保するため、これに必要な流水を洗堰から放流しなければならない。

2 前項の規定は、琵琶湖の水位の維持に配慮して行うものとする。

（非常渇水時の操作）

第 19 条 琵琶湖の水位が利用低水位を下回る場合における洗堰の操作については、建設大臣が関係 都道府県知事の意見を聴いて決定する。

第 5 章 放流及びゲート等の操作

（洗堰の操作）

第 20 条 洗堰の操作は、第 14 条から第 16 条まで及び前 2 条に規定する場合のほか、次の各号の一に該当する場合において行うことができる。

一 第 10 条第 1 号又は第 2 号の期間に移行するに際し、琵琶湖の水位をそれぞれ当該制限水位に 低下させるとき。

二 第 24 条の規定により、ゲート又はバルブ（以下「ゲート等」という。）の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前 2 号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

（放流量の変更）

第21条 所長は、洗堰からの放流量を変更する場合においては、洗堰上流の水位及び流速並びに洗堰下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

(放流に関する通知)

第22条 所長は、洗堰からの放流量の変更によって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第23条 洗堰のゲート等の操作については、この規則で定めるもののほか細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第24条 所長は、洗堰及び洗堰に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第25条 所長は、細則で定めるところにより、洗堰の操作に必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第26条 所長は、細則で定めるところにより、ゲート等の操作、第24条の規定による計測、点検及び整備並びに前条の規定による観測について記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のための必要な手続きその他の細則は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は平成10年4月13日から施行する。

天ヶ瀬ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条－第9条）

第3章 貯水池の用途別利用（第10条－第12条）

第4章 洪水調節等（第13条－第21条）

第5章 貯留された流水の放流（第22条－第28条）

第6章 点検、整備等（第29条－第31条）

第7章 雑則（第32条）

附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 天ヶ瀬ダムについては、この規則の定めるところによる。

(ダム の 用途)

第2条 天ヶ瀬ダムは、洪水調節、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、次の各号の一に該当する場合における当該流水とする。

- 一 流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒1, 140立方メートル以上のとき。
- 二 流入量が毎秒1, 140立方メートル未満で、第16条第2号に規定する2次調節を行っているとき。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位は、関西電力株式会社天ヶ瀬発電所（以下「天ヶ瀬発電所」という。）の取水施設に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高（O. P. を基準面とする。以下同じ。）78. 5メートルとし、非洪水期（第3条各号に掲げるとき以外のときをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水位のサーチャージ水位は、標高78. 5メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高72. 0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合、第18条の規定により琵琶湖の水位低下のための操作が行われているときの流水の放流を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(予備放流水位)

第9条 予備放流水位は、標高58. 0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節は、洪水期においては標高58.0メートルから標高78.5メートルまでの容量20,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては標高72.0メートルから標高78.5メートルまでの容量9,680,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第11条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高58.0メートルから標高72.0メートルまでの容量10,320,000立方メートル、非洪水期にあつては標高58.0メートルから標高78.5メートルまでの容量20,000,000立方メートルのうち、最大2,140,000立方メートルを利用して行うものとする。

ただし、水道用水の供給は、前条の規定による利用に支障を与えないよう行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、洪水期にあつては標高68.6メートルから標高72.0メートルまでの容量最大3,800,000立方メートル、非洪水期にあつては標高68.6メートルから標高78.5メートルまでの容量最大13,480,000立方メートルを利用して行うものとする。

ただし、発電は、前二条の規定による利用に支障を与えないよう行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 淀川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 京都地方気象台から山城中部地方又は彦根地方気象台から近江南部地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

三 洪水期にあつて水位が制限水位を超えているときは、水位を速やかに制限水位まで低下させること。

(予備放流)

第15条 所長は、水位が予備放流水位を超えている場合に、洪水調節を行う必要が生ずると認めるときは、水位を予備放流水位に低下させるため、毎秒1, 140立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒1, 140立方メートル以上のとき（次号に掲げるときを除く）は、毎秒1, 140立方メートルの水量を放流すること。
 - 二 前号の方法による操作の後、流入量が毎秒1, 140立方メートル以上で、かつ、減少し始めた時以後において、枚方地点の水位（枚方水位観測所に設置された水位計の測定値をいう。以下同じ。）が現に零点高（標高6.868メートルをいう。以下同じ。）+4.5メートルを超え、かつ、零点高+5.3メートルを超えるおそれがあるときから、枚方地点の水位が低下し始めたことを確認するときまでは、毎秒250立方メートルの水量を放流すること（以下「2次調節」という。）。ただし、2次調節を行うために必要な貯水池容量が不足すると予想されるときは、その開始を遅らせることができる。
 - 三 2次調節の後、毎秒1, 140立方メートルの水量を限度として、放流量が流入量に等しくなる時まで放流すること。
- 2 所長は、関西電力株式会社宇治発電所（以下「宇治発電所」という。）の運転停止時においては、前項に規定する流入量及び放流量に毎秒60立方メートルの水量を加算し、洪水調節を行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、洪水期にあつて水位が制限水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、毎秒1, 140立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(琵琶湖の水位低下のための操作が行われているときの流水の放流)

第18条 所長は、前条の放流の後において、瀬田川洗堰において琵琶湖の水位低下のための操作が行われているときは、第16条の規定にかかわらず、流入量に相当する水量の流水をダムから放流することができる。

2 前項の放流の後において、洪水期にあつて水位が制限水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、毎秒1, 440立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、洪水期において、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、

洪水に達しない流水についても調節が行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、細則に定めているところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、第6条、第7条、第8条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条及び第25条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第4条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位まで低下させるとき。
- 二 第29条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒1, 140立方メートルとする。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は第15条、第16条、第17条、第18条、第22条第2項及び第25条に規定する量、その他の場合にあっては流入量に相当する量からそれぞれ天ヶ瀬発電所の使用水量（毎秒186. 14立方メートル以内）を控除した量を超えてはならない。

2 宇治発電所の運転停止時においては、ダムからの放流量は第16条第2項に規定するほか、第15条、第17条、第18条第2項及び第22条第2項に規定する水量に毎秒60立方メートルを加算するものとする。

(瀬田川洗堰から流水の正常な機能の維持等のための放流が行われている場合の放流)

第25条 所長は、瀬田川洗堰からその下流の淀川の流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための放流が行われている場合においては、当該放流量に相当する水量から天ヶ瀬発電所の使用水量を控除した水量を下回らない水量の流水をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第26条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、天ヶ瀬発電所の使用水量を確認して放流の時期及びダムからの放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、ダムからの放流が第22条第1項の各号及び第25条の規定による放流であるときは、あらかじめ天ヶ瀬発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダムから放流を行うことによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第28条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第30条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第31条 所長は、ゲート等を操作し、第29条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

(附則)

1. この規則は、令和5年4月1日から適用する。
2. 天ヶ瀬ダム操作規則（平成5年2月18日）は廃止する。

(令和 5年 3月22日)